

令和6年5月31日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年6月7日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年5月21日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年5月24日（金）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

（1）委員会決議及び附帯決議の対処状況に関する情報提供について（令和4年1月頃の衆議院調査局の依頼）、及び当該文書に基づいて衆議院調査局に提供した文書

（2）委員会決議及び附帯決議の対処状況に関する情報提供について（令和5年1月頃の衆議院調査局の依頼）、及び当該文書に基づいて衆議院調査局に提供した文書

（3）委員会決議及び附帯決議の対処状況に関する情報提供について（令和6年1月頃の衆議院調査局の依頼）、及び当該文書に基づいて衆議院調査局に提供した文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に、上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書は、保存期間満了により既に廃棄済みのため、保有しておりません。したがって、このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は3件、開示請求手数料は9

00円（ただし、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙900円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙900円分を返戻いたします。